

大豊町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 フルタイム会計年度任用職員（第4条－第17条）

第3章 パートタイム会計年度任用職員（第18条－第30条）

第4章 雑則（第31条－第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。

（2）パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

（会計年度任用職員の給与）

第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては報酬、費用弁償及び期末手当をいう。

2 給与の計算期間は月の初日から末日までとし、支給日は規則で定める日とする。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）による休日に当たるときは、その前日においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は祝日法による休日でない日を支給日とする。

3 前項の規定にかかわらず、任命権者が必要であると認めるときは、会計年度任用職員の任用の形態に応じ、給与の計算期間及び支給日を定めることができる。

第2章 フルタイム会計年度任用職員

（フルタイム会計年度任用職員の給料）

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、大豊町一般職の職員の給与に関する条例（昭和36年大豊町条例第8号。以下「給与条例」という。）に規定する行政職給料表（以下「給料表」という。）によるものとし、別表に定める等級別基準職務表（以下「基準職務表」という。）に掲げる職種の区分に応じて適用する。

（フルタイム会計年度任用職員の職務の級）

第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、基準職務表に掲げる職種の区分ごとに、職務の複雑、困難及び責任の程度に基づき、給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務基準は、基準職務表に掲げる標準的な職務内容によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく職務基準に従い任命権者が決定する。

（フルタイム会計年度任用職員の号給）

第6条 新たにフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

（通勤手当）

第7条 フルタイム会計年度任用職員の通勤手当については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。

（特殊勤務手当）

第8条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。

(時間外勤務手当)

第9条 フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。

(休日勤務手当)

第10条 フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。

(夜間勤務手当)

第11条 フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。

(端数計算)

第12条 第17条の規定により一般職の常勤職員の例によることとされる給与条例の規定により給与から減額する勤務1時間当たりの減額する給与額及び前3条の規定により一般職の常勤職員の例によることとされる給与条例の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第13条 第9条から第11条まで及び第17条において例によることとされる給与条例に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(宿日直手当)

第14条 フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第15条 フルタイム会計年度任用職員(任期の定めが6か月以上の者に限る。)の期末手当については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。

2 前項の場合において、任期の定めが6か月に満たないフルタイム会計年度任用職員が1会計年度内で同一の任命権者に再度任用又は任期の更新をされることにより、その任期が合計6か月以上となったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前2項に規定するフルタイム会計年度任用職員が前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に同一の任命権者によりフルタイム会計年度任用職員として再度任用されたときの在職期間の扱いについては、引き続きその職にあった者とみなし、在職期間を通算する。

(フルタイム会計年度任用職員の退職手当)

第16条 フルタイム会計年度任用職員の退職手当の額及び支給方法は、高知県市町村総合事務組合退職手当条例(平成17年高知県市町村総合事務組合条例第21号)の定めるところによる。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第17条 フルタイム会計年度任用職員が勤務しないときの給与の減額については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。

第3章 パートタイム会計年度任用職員

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第18条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、第4条に規定する職種の区分に応じて算定する基準月額(当該パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が38時間45分であるとした場合において、その職務の内容及び責任並びに職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験等に照らして、第5条及び第6条の規定を適用して得た額。以下同じ。)に対し、次項から第4項までに規定する計算により決定するものとする。

2 月額で定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とす

る。

- 3 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。
- 5 パートタイム会計年度任用職員には、前3項により計算し決定する報酬のほか、特殊勤務に係る報酬、時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬、夜間勤務に係る報酬、宿日直に係る報酬及び期末手当並びに費用弁償を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第19条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第13条第2項に規定する種類の特殊勤務に従事したときは、給与条例の規定により一般職の常勤職員に支給される特殊勤務手当の例により報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第20条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対し、時間外勤務に係る報酬を支給する。

- 2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第27条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第27条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

- 4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第27条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第21条 祝日法による休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）及び年末年始の休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年

始の休日等」という。)において、正規の勤務時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

- 2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、給与条例の規定により一般職の常勤職員に支給される休日勤務手当の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第22条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

- 2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、給与条例の規定により一般職の常勤職員に支給される夜間勤務手当の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数計算)

第23条 第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び前3条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(宿日直に係る報酬)

第24条 パートタイム会計年度任用職員であって、宿日直勤務することを命じられた者には、宿日直に係る報酬を支給する。

- 2 宿日直に係る報酬の額は、給与条例の規定により一般職の常勤職員に支給される宿日直手当の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第25条 パートタイム会計年度任用職員(規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)の期末手当は、6か月以上の任期をもって任用されたパートタイム会計年度任用職員又は6か月未満の任期をもって任用された後、1会計年度内で同一の任命権者に再度任用又は任期の更新をされることによりその任期が合計6か月以上となったパートタイム会計年度任用職員で、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対して支給する。

- 2 期末手当の額は、報酬の月額(日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額)に100分の130を乗じて得た額に、基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前の6か月以内の期間におけるその者の在職期間及びその区分に応じた割合(給与条例第19条第2項各号に定める在職期間及び割合をいう。)に応じて計算する。

- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前2項に規定するパートタイム会計年度任用職員が前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に同一の任命権者によりパートタイム会計年度任用職員として再度任用されたときの在職期間の扱いについては、引き続きその職にあった者とみなし、在職期間を通算する。

- 4 前3項に規定するもののほか、期末手当については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。

(報酬の支給)

第26条 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

- 2 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、当該パートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

- 3 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給する以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第27条 第20条から第22条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第18条第2項の規定により計算して得た報酬の額に12を乗じて得た額を当

該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1年間における休日等（第21条第1項に定める祝日法による休日等及び年末年始の休日等、週休日及び勤務を要しない日として定められた日をいう。）に割り振られた勤務時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第18条第3項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第18条第4項の規定により計算して得た額

2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第18条第2項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第28条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償)

第29条 パートタイム会計年度任用職員には、その通勤に係る費用を弁償する。

2 通勤に係る費用の弁償は、給与条例の規定により一般職の常勤職員に支給される通勤手当の例による。この場合において、その支給する額は、1か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定めるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員に対する公務のための旅行に係る費用弁償)

第30条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、大豊町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和30年大豊町条例第15号）の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。

第4章 雑則

(町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第31条 職務及び勤務条件の特殊性その他特別の事情により、この条例の規定によることが著しく困難である会計年度任用職員の給与については、第4条から前条までの規定にかかわらず、一般職の常勤職員との権衡並びにその職務及び勤務条件を考慮し、規則で定める基準に従い、任命権者が定める。

(給与からの控除等)

第32条 会計年度任用職員の給与からの控除については、法令に定めがあるものとする。

2 会計年度任用職員の給与は、前項の規定による場合を除くほか、その全額を現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(退職者の給与)

第33条 退職中の会計年度任用職員は、その期間中いかなる給与も支給されない。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(給与に関する特例)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、地方公務員法及び地方自治法

の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の法（以下「改正前の法」という。）第3条第3項第3号の規定により特別職として任用されていた者、改正前の法第17条第1項の規定により一般職の非常勤職員として任用されていた者及び改正前の法第22条第5項の規定により臨時的任用職員として任用されていた者が、施行日以後引き続き同一と認められる職務に従事する会計年度任用職員に任用された場合の給与については、この条例の規定による給与の年間見込額が前年度においてその者が受給していた給与に相当する報酬又は賃金等の年間総額に達しないこととなるものには、権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

- 3 施行日の前日において改正前の給与条例第21条の2に規定する臨時又は非常勤職員（以下この項において「旧臨時又は非常勤職員」という。）であった者で施行日において法第22条の2第1項各号に掲げる職員となったものに対して令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間（給与条例第19条第2項の基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間をいう。）の算定については、旧臨時又は非常勤職員として在職していた期間を含めるものとする。

別表（第4条、第5条関係）

等級別基準職務表

職種の区分	職務の級	標準的な職務内容
事務職	1級	定型的又は補助的な業務を行う職務
	2級	相当の知識又は経験を必要とする職務
専門職	1級	定型的又は補助的な業務を行う職務
	2級	相当の知識又は経験を必要とする職務